

令和3年度千葉県計画の策定及び過年度計画の変更について

※端数計算の都合上、千円単位で計算した場合と総額などが一致しない場合があります。

1 国への要望と内示の状況について（表1参照）

(1) 国へは、医療分31.0億円、介護分18.7億円の合計49.8億円で要望した。

(2) 医療分の区分Ⅰ-①（地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業）Ⅱ（居宅等における医療の提供に関する事業）Ⅳ（医療従事者の確保に関する事業）Ⅵ（勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業）介護分の区分Ⅲ（介護施設等の整備に関する事業）Ⅴ（介護従事者の確保に関する事業）については国からの内示が示されたが、医療分の区分Ⅰ-②（地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業）については、内示がまだ示されていない。

(3) 内示が示された区分について、区分Ⅰ-①、Ⅵ、Ⅲ、Ⅴについては要望額どおりだが、区分Ⅱ、Ⅳは要望額と内示額に差額があった。なお、内示は示されていないものの、例年であれば、介護分は要望額どおりの配分されているところである。

千葉県計画の策定にあたっては、要望額と内示額に差額が生じた部分について、対応方針に基づき、事業費を修正の上策定し、国へ計画の提出を行うことしたい。

2 要望額と内示額の差額への対応方針について（表2参照）

対応方針

- ① 令和3年度執行分については、過年度計画基金と令和3年度基金を一体的に運用（過年度基金残額の活用）することにより、基金計画全体を通じて事業の実効性が確保できるよう努める。（過年度計画基金活用額：Ⅱ在宅医療0.3億円、Ⅳ医療人材2.7億円）
- ② ①によっても要望額との差額が生じるⅡ在宅医療（不足額※1：811※2千円）の実施事業については、既に執行残が見込まれる事業について減額し対応。
- ③ ①によっても要望額との差額が生じるⅣ医療人材（不足額：23,633※3千円）の実施事業については、いずれの事業も必要性は高いが、財源が限られていることから、以下のア～ウまでの方針で対応する。
- ※1 過年度基金の残額を活用してもなお不足する額
- ア 最重要課題である医師及び看護師確保対策のうち、修学資金貸付事業など特に必要性の高いものについて必要額を精査した上で事業費を確保する。
- イ 令和3年度の当初から実施する必要のあった委託事業等について執行見込状況を踏まえた上で必要額を確保する。
- ウ 上記ア、イの対応によってもなお生じている医療人材分の差額に対応するため、事業の一部を見直した上で全ての事業について執行する。

（表1）基金の要望と内示

（単位：億円）

国の事業 区分	国への 要望額 (A)	内示 状況 (B)		差額 (B-A)
		R3	R4	
Ⅰ-① 医療施設	0.7	0.7	0.7	0
Ⅰ-② 病床再編	2.8	2.8	未内示	
Ⅱ 在宅医療	0.8	0.8	0.5	▲0.3
Ⅳ 医療人材	23.6	23.6	20.7	▲2.9
Ⅵ 労働環境	3.1	3.1	3.1	0
医療計	31.0	31.0	25.0	▲3.2
Ⅲ 介護施設	12.6	4.5	8.0	12.6
Ⅴ 介護人材	6.2	6.2	6.2	0
介護計	18.7	10.7	8.0	18.7
合計	49.8	41.8	8.0	

（表2）令和3年度計画の内示対応

（単位：億円）

国の事業 区分	国への 要望額 (A)	内示 状況 (B)	差額 (B-A)	対応策		R3年度計画の 各配分 (=B)
				方針① 過年度 基金活用	方針② 事業 見直し等	
Ⅰ-① 医療施設	0.7	0.7	0	-	-	0.7
Ⅰ-② 病床再編	2.8	未内示				
Ⅱ 在宅医療	0.8	0.5	▲0.3	0.3	0※2	0.5
Ⅳ 医療人材	23.6	20.7	▲2.9	2.7	0.2※3	20.7
Ⅵ 労働環境	3.1	3.1	0	-	-	3.1
医療計	31.0	25.0	▲3.2	3.0	0.2	24.2
Ⅲ 介護施設	12.6	12.6	0	-	-	12.6
Ⅴ 介護人材	6.2	6.2	0	-	-	6.2
介護計	18.7	18.7	0	-	-	18.7
合計	49.8					